

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度・額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
エクアドル	ワキージヤス市及びアレニエー ジヤス市上水道整備計画のための 贈与に関する日本国政府とエク アドル共和国政府との間の交換 公文	ワキージヤス市及びアレニエー ジヤス市上水道整備計画に必要 な詳細設計に必要な役務の供 与	49,000 千円 H19. 1.18まで	H18. 1.19 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクア ドル大使 フランシス エコ・カリオン・メナ外務 大臣	H18. 1.31 55号
エクアドル	ワキージヤス市及びアレニエー ジヤス市上水道整備計画のための 贈与に関する日本国政府とエク アドル共和国政府との間の交換 公文	ワキージヤス市及びアレニエー ジヤス市上水道整備計画に必要 な 1. 上水道施設の建設に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,009,000 千円 (H18年度 256,000 千円) H19. 3.31まで (H19年度 804,000 千円) H20. 3.31まで (H20年度 949,000 千円) H21. 3.31まで	H18. 5.10 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクア ドル大使 エクアドル側 デイエゴ・ リバデネイラ外務大臣代 理	H18. 5.23 294号
エクアドル	国際ラテンアメリカ情報高等研 究センター映像及び音響機材整 備計画のための贈与に関する日 本国政府とエクアドル共和国政 府との間の交換公文	国際ラテンアメリカ情報高等研 究センター映像及び音響機材整 備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	52,600 千円 H19. 3.31まで	H18. 6.21 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクア ドル大使 エクアドル側 デイエゴ・ リバデネイラ外務大臣代 理	H18. 7. 6 397号
エクアドル	イバラ市上水道整備計画のため の贈与に関する日本国政府とエ クアドル共和国政府との間の交 換公文	イバラ市上水道整備計画を実施 するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	372,000 千円 H19. 3.31まで	H18. 6.21 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクア ドル大使 エクアドル側 デイエゴ・ リバデネイラ外務大臣代 理	H18. 7. 6 398号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。